

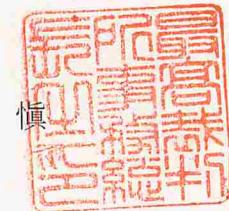
最高裁秘書第1473号

令和3年5月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書の開示についての通知書

令和3年3月12日付け（同月15日受付、第021051号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

- (1) 裁判官会議（第14回）議事録（平成27年5月13日開催）抜粋（片面で2枚）
- (2) 裁判官会議（第16回）議事録（平成27年6月3日開催）抜粋（片面で10枚）
- (3) 裁判官会議（第33回）議事録（平成27年11月18日開催）抜粋（片面で1枚）

2 提供の実施方法等

- (1) 実施の方法

1の各情報の閲覧及び謄写

- (2) 閲覧の場所

最高裁判所事務総局秘書課

- (3) 提供の実施期間

令和3年5月25日から同年6月8日まで（土、日、祝日を除く。）の午前
9時から午後5時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

ただし、謄写する場合の謄写室利用時間は午後4時45分まで

※一般来庁者用の駐車場がありませんので、お車での来庁はご遠慮ください。

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）

(別紙第1)

裁判官会議資料

(5月/3日開催)

議決事項案（最高裁判所長官及び事務総局への委任等に関する確認について）

(2) 下記の最高裁判所規則において最高裁判所が行うこととされている事項については、最高裁判所事務総長に委任するものとされていることを確認する。

記

ア 下級裁判所事務処理規則（昭和23年規則第16号）第24条第4項及び

第10項

イ 首席家庭裁判所調査官等に関する規則（昭和57年規則第4号）第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項

(4) 下記の法令及び最高裁判所規則において最高裁判所が行うこととされている事項については、最高裁判所事務総長において決裁するものとされていることを確認する。

記

ア 檢察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第29条第1項
イ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第67条の2第1項、第3項及び第4項並びに司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成21年規則第10号）第3条第2項及び第8条第1項

(別紙第 1)

裁判官会議資料
(6月3日開催)

裁判所の人事行政事務の実情について

第1 裁判官及び司法修習生に関する事項

1 裁判官の任用等

(3) 最高裁判所事務総長の決裁による事項

ア 弁護士職務経験に係る最高裁判所と受入先弁護士法人等との間で交わさ

れる取決めの締結及び弁護士職務経験に関する細目

イ 法科大学院への裁判官の派遣に係る最高裁判所と法科大学院設置者との
間で交わされる取決めの締結

第2 裁判官以外の裁判所職員（以下「裁判所職員」という。）関係

1 裁判所職員の任免等

(3) 最高裁判所事務総長に委任されている事項

別紙第2（最高裁判所事務総長に委任している範囲）に記載された官職の任免等に係る権限

(4) 最高裁判所事務総長の決裁による事項

民事調停委員、家事調停委員、労働審判員及び専門委員の任免等

(5) 最高裁判所事務総局人事局長に委任されている事項

別紙第3（最高裁判所事務総局人事局長に委任している範囲）に記載された官職の任免等に係る権限

2 法令において最高裁判所の権限又は所掌事務とされている事項（裁判官の秘書官に関するものを除く。）

(8) 最高裁判所事務総長に委任されている事項

- ア 採用候補者名簿（裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則8-12第10条）の作成権限
- イ 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則5条1項において準用する人事院規則8-18（採用試験）別表第三（採用試験の受験資格（第8条関係））所定の認定権限
- ウ 裁判所職員臨時措置法により準用する国家公務員法85条に規定する懲戒手続を進めることについての承認権限
- エ 裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則13-1（不利益処分についての不服申立て）, 人事院規則13-2（勤務条件に関する行政措置の要求）, 人事院規則13-4（給与の決定に関する審査の申立て）及び人事院規則13-5（職員からの苦情相談）に定める最高裁判所の権限及び所掌事務のうち, それに相当する人事院の権限及び所掌事務が人事院事務総長に委任されているもの

(9) 最高裁判所事務総長

又はその指定するものに委任されている事項

以下の裁判所職員臨時措置法において準用する法律及び最高裁判所規程並びにこれらの法律に関連する裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則、政令及び命令において、最高裁判所と読み替えられる「各庁の長」の権限又は所掌事務とされている事項

ア 一般職給与法

イ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律

ウ 寒冷地手当支給規程

(10) 最高裁判所事務総局人事局長に委任されている事項

裁判所職員採用総合職試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の管理に関する事項

(11) 最高裁判所事務総局人事局長の決裁による事項

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法60条1項及び裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則8-12第39条1項3号の規定に基づく臨時的任用に関する承認

(12) 最高裁判所事務総局人事局長の決裁（又は裁判所職員総合研修所長との相決裁）による事項

ア 培成課程の入所者の指名

イ 研修生の退所

第3 裁判官、裁判所職員及び司法修習生に共通する事項

1 災害補償に関する事項

(2) 最高裁判所事務総長に委任されている事項

裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則13-3

（災害補償の実施に関する審査の申立て等）に定める最高裁判所の権限及び所掌事務のうち、それに相当する人事院の権限及び所掌事務が人事院事務総長に委任されているもの

(3) 最高裁判所事務総長の決裁による事項

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員災害補償法及び同法に関連する裁判所職員に関する臨時措置規則において準用する人事院規則において最高裁判所の権限又は所掌事務とされている事項（上記 (2)の事項を除く。）

2 留学費用の償還に関する事項

(1) 最高裁判所事務総長の決裁による事項

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則において最高裁判所が定めることとされている事項

(2) 最高裁判所事務総局の所管の局課長の決裁により定められている事項

裁判所職員の留学費用の償還に関する規則の運用に關し必要な事項

(別紙)

第2 最高裁判所事務総長に委任している範囲

- 1 最高裁判所長官秘書官及び最高裁判所判事秘書官
- 2 裁判所職員総合研修所教官
- 3 最高裁判所図書館副館長及び同館の課長
- 4 裁判所調査官
- 5 最高裁判所事務総局の局の課長、職員管理官及び厚生管理官
- 6 最高裁判所事務総局の局課の参事官及び審査官
- 7 司法研修所事務局次長及び同事務局の課長
- 8 裁判所職員総合研修所事務局長、事務局次長及び同事務局の課長
- 9 最高裁判所小法廷首席書記官及び最高裁判所訟廷首席書記官
- 10 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の首席書記官、次席書記官及び総括主任書記官

- 1 1 知的財産高等裁判所首席書記官
- 1 2 首席家庭裁判所調査官、次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官
- 1 3 高等裁判所事務局次長
- 1 4 知的財産高等裁判所事務局長
- 1 5 地方裁判所及び家庭裁判所の事務局長及び事務局次長
- 1 6 簡易裁判所事務部長
- 1 7 最高裁判所に勤務する裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所事務官及び裁判所技官のうち、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職給与法6条に定める行政職俸給表(一)の職務の級が4級以上の者又は医療職俸給表(一)の職務の級が2級以上の者(一般職給与法22条2項に規定する非常勤職員でこれらに相当する者を含み、第1の5から9まで及び12並びに第2の3及び5から9までに掲げる職にある者を除く。)
- 1 8 檢察審査会の事務局長及び課長
- 1 9 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職給与法6条に定める行政職俸給表(一)の職務の級が4級以上の検察審査会事務官(第2の18に掲げる職にある者を除き、検察審査会事務官の補職に限る。)

第3 最高裁判所事務総局人事局長に委任している範囲

- 1 最高裁判所に勤務する裁判所書記官、裁判所速記官、裁判所事務官及び裁判所技官のうち、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職給与法6条に定める行政職俸給表(一)の職務の級が3級以下の者、医療職俸給表(一)の職務の級が1級の者、医療職俸給表(二)の準用を受ける者又は医療職俸給表(三)の準用を受ける者並びに最高裁判所に勤務する行政職俸給表(二)の準用を受ける職員(裁判所職員臨時措置法において準用する一般職給与法22条2項に規定する非常勤職員でこれらに相当する者を含む。)
- 2 裁判所職員臨時措置法において準用する一般職給与法6条に定める行政職俸

給表(一)の職務の級が3級以下の検察審査会事務官（検察審査会事務官の補職に限る。）

(別紙第 1)

裁判官会議資料
(11月 18 日開催)

【裁判官会議配布資料】

議決事項案（最高裁判所長官及び事務総局等への委任等に関する確認について）

(2) 下記の最高裁判所規則及び規程において最高裁判所が行うこととされている事項については、最高裁判所事務総長に委任するものとされていることを確認する。

記

ア 押収物等取扱規程（昭和35年規程第2号）第33条第1項

イ 裁判の迅速化に係る検証に関する規則（平成15年規則第26号）第2条